

# 自立を支援するためのお金をお貸しします

< 群馬県児童養護施設等退所者及び入所者に対する自立支援資金貸付事業 >

児童養護施設等を退所した方や入所中の方、または、里親委託が解除になった方や委託中の方に対して、将来の自立に向けた支援をするため、お金の貸付けをします。まずはぐんまちゃんに制度の概要を確認してください。



Q：自立を支援するためのお金を貸すとは？



A：児童養護施設等を退所したり、里親委託が解除になったりして、進学や就職をしたけど、保護者等からお金の支援がなく、生活が大変な人に、生活費や家賃の一部を貸すよ。  
(就職した人には、家賃の一部だけを貸します。)

また、児童養護施設等に入所中や里親委託中の人には、就職に必要となる資格を取得するためのお金の一部を貸すよ。



Q：どのくらいの期間、いくら貸してくれるの？



A：進学した人には、生活費として、大学等の正規の修学期間(大学であれば4年間)毎月5万円を貸すよ。家賃のための貸付額は、住んでいる地域によって違うので、施設の先生や児童相談所の担当の人に確認してね。

就職した人には、2年間、家賃の一部を貸すよ。こちらも金額は、施設の先生や児童相談所の担当の人に確認してね。



Q：借りたこのお金は必ず返さなければならないの？



A：進学した人は、大学等を卒業した日から1年以内に就職して、5年間働き続ければ、返さなくても大丈夫だよ。

就職した人は、就職した日から5年間働き続ければ返さなくても大丈夫だよ。

資格を取得するためのお金は、就職した日から2年間働き続ければ返さなくても大丈夫だよ。

このお金を借りたい人は、施設の先生や児童相談所の担当の人に相談してね。

詳しくは裏面の各貸付金の内容を確認してください。



## 1 生活支援費貸付金

- 貸付対象者 児童養護施設等の退所者又は里親等の委託解除者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない、大学等に在学する方（以下、「進学者」という。）
- 貸付期間 正規の大学等の在学期間
- 貸付額 月額50,000円
- 返還免除 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就労を継続したとき

## 2 家賃支援費貸付金

- 貸付対象者 児童養護施設等の退所者又は里親等の委託解除者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない、就職している方（以下、「就職者」という。）及び進学者
- 貸付期間 <進学者> 正規の大学等の在学期間  
<就職者> 退所又は委託解除後から2年間を限度として就労している期間
- 貸付額 1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む）とし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額を限度とする。
- 返還免除 <進学者> 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就労を継続したとき  
<就職者> 就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき

## 3 資格取得支援費貸付金

- 貸付対象者 児童養護施設等の入所者又は里親等に委託中の方及び、児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除後、4年以内で大学等に在学する方のうち、就職に必要となる資格の取得を希望する方
- 貸付額 資格取得に要する費用の実費とし、250,000円を限度とする。
- 返還免除 就職した日から2年間引き続き就業を継続したとき。大学等に在学中の方が貸付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、2年間引き続き就業を継続したとき

## 4 注意事項

利子：無利子

保証人：原則として、連帯保証人を必要とする

児童養護施設等の施設長又は児童相談所長の意見書：必要とする

法定代理人の同意：

貸付対象者が未成年者の場合、原則として、親権者等の法定代理人の同意を必要とする

## 5 申請方法

児童養護施設等又は児童相談所を経由して、（社福）群馬県社会福祉協議会に申請してください。

〒371-8525 前橋市新前橋町13-12

社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会

福祉資金課 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付担当 電話 027-255-6031